

9～15 消費税、酒税以外の間接税各表

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を掲げた。ただし、印紙税については、平成15会計年度の現金納付に係る分を掲げた。

2 消費税、酒税以外の間接税の概要

(1) 「9 たばこ税及びたばこ特別税」

たばこ税及びたばこ特別税は、製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率は、次表のとおりである。

期 間	区 分	たばこ税	たばこ特別税	合 計
平成15年6月30日 まで	イ 喫煙用の製造たばこ ・第1種（紙巻たばこ） ・第2種（パイプたばこ） ・第3種（葉巻たばこ） ・第4種（刻みたばこ） ロ かみ用の製造たばこ ハ かぎ用の製造たばこ	千本につき 2,716円	千本につき 820円	千本につき 3,536円
	ニ 紙巻たばこ旧3級品	千本につき 1,289円	千本につき 389円	千本につき 1,678円
平成15年7月1日 以降	イ 喫煙用の製造たばこ ・第1種（紙巻たばこ） ・第2種（パイプたばこ） ・第3種（葉巻たばこ） ・第4種（刻みたばこ） ロ かみ用の製造たばこ ハ かぎ用の製造たばこ	千本につき 3,126円	千本につき 820円	千本につき 3,946円
	ニ 紙巻たばこ旧3級品	千本につき 1,484円	千本につき 389円	千本につき 1,873円

(注) パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に換算する。

(2) 「10 揮発油税及び地方道路税」

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油税及び地方道路税の税率は、揮発油 1 kℓにつき次のとおりである。

揮 発 油 税		48,600円
地方道路税		5,200円
計		53,800円

(注) 沖縄県においては、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により、次のとおり税率が軽減されている。

揮発油税		42,277円
地方道路税		4,523円
計		46,800円

(3) 「11 航空機燃料税」

航空機燃料税は、航空機に積み込まれた航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率は、航空機燃料 1 kℓにつき26,000円である。

ただし、租税特別措置法により、次の軽減税率が設けられている。

沖縄路線航空機及び沖縄特定離島路線航空機		1 kℓにつき	13,000円
特定離島路線航空機		1 kℓにつき	19,500円

(4) 「12 石油ガス税」

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率は、課税石油ガス 1 kgにつき17円50銭である。

(5) 「13 石油石炭税」

石油石炭税は、原油及び輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭に対して課税される。

平成15年10月1日から、課税物件に「石炭」が加わったことにより、「石油税」から「石油石炭税」へ改称された。

石油石炭税の税率は次表のとおりであり、原油及び輸入石油製品以外の税率については、期間に応じて段階的に引き上げられる。

区 分	改 正 前 (平成15年9月30日まで)	平成15年10月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日以後
原 油 及 び 輸 入 石 油 製 品	1 kℓにつき2,040円			
輸 入 L P G (液化石油ガス)	1 t につき670円	1 t につき800円	1 t につき940円	1 t につき1,080円
天 然 ガ ス	1 t につき720円	1 t につき840円	1 t につき960円	1 t につき1,080円
石 炭	-	1 t につき230円	1 t につき460円	1 t につき700円

(注) 輸入される石炭のうち、沖縄県で一般電気事業者又は卸電気事業者が発電の用に供する石炭については、輸入時に所轄税関長の承認を受けることにより、平成19年3月31日までの間、石油石炭税が免除される。

消費税、酒税以外の間接税各表

(6) 「14 印紙税」

印紙税は、印紙税法別表第一の課税物件の欄に掲げる文書に対して課税される。

印紙税の税率は、次のとおりである（課税文書の主なものについて掲げた）。

イ 不動産の譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書

契約金額により 200円～60万円（契約金額1万円未満は非課税）

（注）不動産の譲渡契約書で、契約金額が1,000万円を超えるものについては、税率が軽減されている。

ロ 請負に関する契約書

契約金額により 200円～60万円（契約金額1万円未満は非課税）

（注）建設工事に係る請負契約書で、契約金額が1,000万円を超えるものについては、税率が軽減されている。

ハ 約束手形、為替手形

手形金額により 200円～20万円（手形金額10万円未満は非課税）

ニ 株券、出資証券、社債券、受益証券

券面金額により 200円～2万円

ホ 預貯金証書、保険証券、信用状

1通につき 200円

ヘ 配当金領収書、配当金振込通知書

記載金額3,000円以上の場合 200円（記載金額3,000円未満は非課税）

ト 金銭、有価証券の受取書で営業に関するもの

記載金額により 200円～20万円（記載金額3万円未満は非課税）

チ 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳

1冊1年につき 200円

リ 判 取 帳

1冊1年につき 4,000円

(7) 「15 電源開発促進税」

電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気の電力量に対して課税される。

電源開発促進税の税率は次表のとおり、期間に応じて段階的に引き下げられる。

期 間	改 正 前 (平成15年9月30日まで)	平成15年10月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日以後
税 率	千 kw 時につき445円	千 kw 時につき425円	千 kw 時につき400円	千 kw 時につき375円

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課 税 標 準	税 額
紙 巻 た ば こ (本 則)	2,104,838 千本	7,965,142 千円
紙 巻 た ば こ (旧 三 級 品)	99,385	178,889
パ イ プ た ば こ	96	365
葉 巻 た ば こ	442	1,678
刻 み た ば こ	4	16
合 計	2,204,765	8,146,091
手 持 品 課 税 額	-	58,347
合 計 税 額	-	8,204,438
控 除 税 額	-	13,615
差 引 税 額	-	8,190,823
加 算 税 額	-	430
課 税 人 員	-	651 人

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 免 除 状 況

区 分	未 納 税	輸 出 免 税	合 計
紙 巻 た ば こ (本 則)	1,404,958 千円	63,674 千円	1,468,632 千円
紙 巻 た ば こ (旧 3 級 品)	92,088	-	92,088
パ イ プ た ば こ	5	-	5
葉 巻 た ば こ	90	-	90
刻 み た ば こ	0	-	0
か み 用 の 製 造 た ば こ	-	-	-
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	-	-	-
合 計	1,497,140	63,674	1,560,814
人 員	23 人	24 人	47 人

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による免除状況である。

(3) 製 造 場 数

区 分	場 数
製 造 場	場
製 造 た ば こ 製 造 場	1
原 料 事 務 所	2
そ の 他	-
法 定 製 造 場	4
計	7

調査時点：平成16年3月31日

10 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	kℓ	千円
移出 (引取) 数量	713,870	-
欠減控除数量	9,637	-
場内消費数量	1	-
用途外使用等数量	50	-
計	704,285	33,406,417
控除税額	-	-
差引計	-	33,406,415
加算税	-	-
合 計	-	33,406,415
課税人員	49人	
還付金額	- 千円	

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 関係場数

区 分	場 数
製 油 所	2 場
天然揮発油製造場	-
廃油再製工場	-
その他の	2
石油化学工場	1
ガス工場	-
特定石油化学製品製造場	-
その他の	-
未納税蔵置場	5
特定石油化学製品蔵置場	-
航空燃料用揮	-
発電等用揮	-
ゴム用揮	-
塗料用揮	-
ノルマルパラフィン用揮	-
印刷用インキ用揮	-
接着剤製造用揮	-
洗浄剤製造用揮	-
洗浄用又は離型用揮	-
特定石油化学製品使用場	4
駐留軍等用免税使用場・指定店舗	2
外国公館等用指定給油所	1
合 計	17

調査時点：平成16年3月31日

(3) 課税状況及び関係場数の累年比較

年 度	移出数量	欠 減 控除数量	場内消費 数 量 等	計		控除税額	差引税額	課税人員	場 数
				数 量	税 額				
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	千円	千円	千円	人	場
11	634,210	8,561	80	625,729	29,491,154	281	29,490,870	54	16
12	715,440	9,658	58	705,840	33,765,434	25,296	33,740,137	54	20
13	742,776	10,028	60	732,808	35,090,019	172,490	34,917,528	48	18
14	725,597	9,796	39	715,840	34,112,616	-	34,112,614	49	18
15	713,870	9,637	51	704,285	33,406,417	-	33,406,415	49	17

(注) この表は、「(1)課税状況」と「(2)関係場数」を累年比較したものである。

(4) 免 除 状 況

区 分	件 数	数 量
未 納 税	34	341,730
輸 出 免 税	7	4
灯 油 免 税	24	740,378
航 空 機 燃 料 用	47	66,847
石 油 化 学 用 { ガ ス 用	12	3,614
発 電 等 { そ の 他 用	-	-
ゴ ム 用	-	-
塗 料 用	-	-
ノ ル マ ル パ ラ フ ィ ン 用	-	-
接 着 剤 用	-	-
駐 留 軍 用	12	175
外 国 公 館 等 用	-	-
そ の 他	-	-
合 計	136	1,152,748

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による免除状況である。

11 航 空 機 燃 料 税

(1) 課 税 状 況

区 分	数 量	税 額
	kℓ	千円
積 込 数 量 及 び 税 額	564,261	8,767,394
うち 軽減税率 { 沖縄路線航空機及び沖縄特定離島路線航空機に係る軽減	383,161	4,981,088
特定離島路線航空機に係る軽減	141,893	2,766,923
控 除 税 額	-	3,039,393
うち 軽減税率 { 沖縄路線航空機及び沖縄特定離島路線航空機に係る軽減	-	572,259
特定離島路線航空機に係る軽減	-	1,864,257
差 引 計	-	5,727,996
加 算 税	-	35
合 計	-	5,728,031
課 税 人 員	121 人	
還 付 金 額	- 千円	

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関 係 場 数

区 分	納 税 地 数
特 例 承 認 に 係 る も の	8
その他 { 定期運送事業者に係るもの	9
そ の 他 の も の	19
合 計	36

調査時点：平成16年3月31日

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
	t	千円
移出 (引取) 数量	46,624	-
控 除 税 額	-	-
差 引 計	46,624	815,893
加 算 税	-	62
合 計	46,624	815,955
課 税 人 員	-	人 443
還 付 金 額	-	千円 -
納期限延長税額	-	-

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	場 数
	場
営 業 用 ス タ ン ド	36
自 家 用 ス タ ン ド	2
着脱式容器充てん場	-
そ の 他	-
合 計	38
原料用 免税課税石油 ガス使用場 熱源用	- -

調査時点：平成16年3月31日

(3) 課税状況及び関係場数の累年比較

年 度	重 量	税 額	場 数
	t	千円	場
11	50,454	883,161	42
12	48,310	845,482	39
13	46,846	819,791	38
14	46,566	814,896	38
15	46,624	815,955	38

(注) この表は、「(1)課税状況」と「(2)関係場数」を累年比較したものである。

石油ガス税

(4) 税務署別課税状況

署 名	充 て ん	税 額	差引税額	加算税額	合計税額	課税人員	場 数
	t	千円	千円	千円	千円	人	場
那 覇	18,944	331,528	331,521	62	331,583	143	12
平 良	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	24	2
石 垣	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	24	2
北那覇	11,036	193,129	193,124	-	193,124	84	7
名 護	2,222	38,878	38,875	-	38,875	60	5
沖 縄	11,562	202,341	202,335	-	202,335	108	10
合 計	46,624	815,916	815,893	62	815,955	443	38

(注) この表は、「(1)課税状況」、「(2)関係場数」を税務署別に示したものである。

13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
	t	千円
移出 (引取) 数量	-	-
控 除 税 額	-	-
差 引 計	-	-
加 算 税	-	-
合 計	-	-
課 税 人 員	-	人 -
還 付 金 額	-	千円 401,125
納期限延長税額	-	-

(2) 関係場数

区 分	場 数
	場
特例承認に係る納税地	-
そ の 他 の 納 税 地	-
未 納 税 蔵 置 場	-
自 家 用 採 取 場 所	1
合 計	1

調査時点：平成16年3月31日

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月
31日までの間の申告又は処理による
課税事績である。

14 印 紙 税

(1) 課 税 状 況

区 分	税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ	239 千円	5 人
印紙税納付計器の使用によるもの	64,082	24
書 式 表 示	429,119	417
預貯金通帳等の一括納付によるもの	584,357	4
計	1,077,798	450
充 当 税 額	711	-
差 引 計	1,077,087	-
加 算 税 { 過 少 申 告	-	-
{ 無 申 告	-	-
{ 重	-	-
過 怠 税	96,220	102
還 付 金 額	8,147	-
印 紙 税 納 付 計 器 { 設 置 者 数		13 人
{ 設 置 台 数		13 台

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の現金納付による印紙税の課税事績を示したものである。

(注) 印紙税は、原則として、課税文書に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、社債券等のように一時に多数の課税文書を作成する場合等においては、印紙ちょう付による手数を省くため、例外的に印紙相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、課税文書に財務省令で定める書式による表示をするのを書式表示といい、税印の押なつを受けることを税印押なつという。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	税 印 押 な つ	印紙税納付計器使用分	書式表示	預貯金通帳等の一括納付	計	充当税額	差 引 計	加 算 税	納税人員
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	人
11	73	24,868	371,403	582,026	978,370	1,270	977,100	7	473
12	469	32,645	386,876	590,238	1,010,228	1,183	1,009,045	12	441
13	53	65,637	403,451	596,117	1,065,259	2,060	1,063,198	85	455
14	538	72,042	441,608	598,390	1,112,578	2,467	1,110,111	613	446
15	239	64,082	429,119	584,357	1,077,798	711	1,077,087	-	450

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

15 電 源 開 発 促 進 税

(1) 課 税 状 況

区 分		数 量	税 額
		千KW時	千円
販売電気の電力量	従量料金制の供給販売電気	7,077,524	-
	定額料金制の供給販売電気	41,734	-
	計量自家使用販売電気	16,202	-
	推計自家使用販売電気	5,975	-
	計	7,141,435	3,121,824
加 算 税		-	-
合 計		7,141,435	3,121,824
課 税 人 員		12人	

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関 係 場 数

区 分	人 員
一 般 電 気 事 業 者	1 人

調査時点：平成16年3月31日